

いこま食育ネットワーク設置規程

(趣旨)

第1条 第3期生駒市食育推進計画に基づき、食育に関する活動を行う団体や個人及び事業者等と食育情報を必要としている団体や個人との情報交換や連携を図り、食育に関する啓発、情報提供及び食育活動への支援等を行うことにより、家庭、地域、事業者等における食育の普及、推進に寄与することを目的として、いこま食育ネットワーク（以下「食育ネット」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 食育ネットの事業は次のとおりとする。

- (1) 食育ネットへの登録、更新、取消しに関すること。
- (2) 食育ネットに登録された情報の管理及び提供に関すること。
- (3) その他食育ネットの運用に関し必要と認められること。

(登録分野)

第3条 食育ネットに登録できる分野は、食育に関するあらゆる分野とする。

(登録要件)

第4条 食育ネットに登録できる者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 第3期生駒市食育推進計画に賛同し、食育推進の活動を行うことができる。
- (2) 原則として市内で活動を行っている、又は行うことができること。
- (3) 個人名又は事業所名並びに活動内容等の公開が可能であること。
- (4) 登録目的が政治、宗教又は営利目的でないこと。

2 前項に規定する登録できる者は、個人、事業者、団体等とする。

(登録の方法)

第5条 食育ネットに登録しようとする者は、いこま食育ネットワーク登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(登録の方法)

第6条 市長は前条の規定に基づく申請書の提出があったときは、内容を審査し適当であると認めるときは、食育ネットワークに登録するものとする。

(登録の取消)

第7条 市長は、登録された者（以下、「登録団体・個人」という。）が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 食育ネットを利用して政治活動、宗教活動又は営利行為をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 登録団体・個人からの取消しの申出があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が不適合と認めるとき。

(登録情報の公表)

第8条 市長は、公表できる登録団体・個人の情報は、公表するものとする。

- 2 公表できる登録団体・個人の情報は、申請書に記載された事項とする。ただし、個人で登録した者の登録情報公表については、原則として住所以外を公表するものとする。
- 3 個人で登録された者の情報のうち、性別及び生まれ年については、申請者からの申し出により公表しないことができる。

(登録団体・個人の役割)

第9条 登録団体・個人は、食育ネット利用者の要請に応じて食育に関する活動や支援などを行う。

(登録の変更)

第10条 登録団体・個人は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに市長に「いこま食育ネットワーク登録事項変更届（様式第2号）」を提出しなければならない。

(食育ネットの利用者)

第 11 条 食育ネットを利用できる者は、市内在住、在勤、在学している個人又は市内で活動している団体（以下「利用者」という。）とする。

2 政治、宗教又は営利を目的とする場合は、食育ネットを利用することができない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が適当であると認めた場合は、利用者以外の者が利用することができる。

（報告）

第 12 条 登録団体・個人は第 9 条に定める食育に関する活動や支援などの要請を受け活動をしたときは、市長にいこま食育ネットワーク報告書（様式第 3 号）を提出しその旨を報告しなければならない。

（傷害保険）

第 13 条 登録団体・個人及び利用者は事業実施に当たり傷害保険等に自ら加入するものとする。

（事故）

第 14 条 第 9 条に定める活動に伴い発生した事故及び損害については、本市はその責を負わない。

（所管）

第 15 条 食育ネットは、食育担当課が所管する。

（その他必要事項）

第 16 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。